

# 令和4年 第2回 安芸太田町議会定例会会議録

令和4年3月9日

招集年月日	令和4年3月4日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和4年3月4日午前10時00分			議長	中本 正廣
	閉会	令和4年 月 日午後 時 分			議長	中本 正廣
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	角田 伸一	○	7	影井 伊久美	○
	2	斉藤 マユミ	○	8	田島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢立 孝彦	○
	4	小島 俊二	○	10	津田 宏	○
	5	末田 健治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大江 厚子	○	12	中本 正廣	○
会議録署名議員	4番	小島 俊二		5番	末田 健治	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	河野 茂		書記	小田 和子	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	橋本 博明		教育長	二見 吉康	
	副町長	小野 直敏		病院事業管理者	—	
	総務課長	長尾 航治		教育次長	—	
	総務課主幹	三井 剛		教育課長	瀬川 善博	
	会計管理者 (会計課長)	児玉 裕子		安芸太田病院 事務長	栗栖 香織	
	加計支所長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒賀支所長 兼筒賀支所住民生活課長	片山 豊和		—	—	
	企画課長	二見 重幸		—	—	
	税務課長	沖野 貴宣		—	—	
	住民課長	上手 佳也		—	—	
	産業観光課長	菅田 裕二		—	—	
	建設課長	武田 雄二		—	—	
	健康福祉課長	伊賀 真一		—	—	
衛生対策室長	森 脇 泰		—	—		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

# 会議に付した事件

令和4年3月9日

	諸般の報告
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて
議案第2号	安芸太田町個人情報保護条例の一部改正について
議案第3号	安芸太田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第8号	安芸太田町火入れに関する条例の一部改正について
議案第23号	財産の取得の変更について
議案第24号	町営住宅滞納家賃支払及び住宅明渡に係る訴えの提起について
議案第25号	令和3年度安芸太田町一般会計補正予算（第7号）
議案第26号	令和3年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第27号	令和3年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
議案第28号	令和3年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第29号	令和3年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第30号	令和3年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第31号	令和3年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第32号	令和3年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第33号	令和3年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算（第1号）
議案第34号	令和4年度安芸太田町一般会計予算
議案第35号	令和4年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計予算
議案第36号	令和4年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第37号	令和4年度安芸太田町介護保険事業特別会計予算
議案第38号	令和4年度安芸太田町介護サービス事業特別会計予算
議案第39号	令和4年度安芸太田町簡易水道事業特別会計予算

議案第 40 号	令和 4 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計予算
議案第 41 号	令和 4 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
議案第 42 号	令和 4 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計予算
議案第 43 号	令和 4 年度安芸太田町内黒山財産区特別会計予算
議案第 44 号	令和 4 年度安芸太田町病院事業会計予算
議案第 4 号	安芸太田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第 5 号	安芸太田町川・森・文化・交流センター条例の一部改正について
議案第 6 号	安芸太田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
議案第 7 号	安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第 9 号	安芸太田町地域体験交流館条例の一部改正について
議案第 10 号	安芸太田町筒賀交流の森条例の一部改正について
議案第 11 号	安芸太田町修道農業近代化施設条例及び安芸太田町津浪農業近代化施設条例の一部改正について
議案第 12 号	安芸太田町道路占用料徴収条例の一部改正について
議案第 13 号	安芸太田町筒賀高齢者生活福祉センター条例の一部改正について
議案第 14 号	安芸太田町役場支所及び出張所設置条例の一部改正について
議案第 15 号	安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第 16 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町いこいの村ひろしま)
議案第 17 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町深入山グリーンシャワー)
議案第 18 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町筒賀高齢者生活福祉センター (ひまわり))
議案第 19 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町戸河内デイサービスセンター)
議案第 20 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町サポートセンターふれあい)
議案第 21 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町ユニバーサルホーム信愛荘)
議案第 22 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町地域支援センター)
	特別委員会の設置

令和4年第2回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 (第4号)

令和4年3月9日

日程	議案等番号	件 名
第1		諸般の報告
第2	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
第3	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて
第4	議案第2号	安芸太田町個人情報保護条例の一部改正について
第5	議案第3号	安芸太田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第6	議案第8号	安芸太田町火入れに関する条例の一部改正について
第7	議案第23号	財産の取得の変更について
第8	議案第24号	町営住宅滞納家賃支払及び住宅明渡に係る訴えの提起について
第9	議案第25号	令和3年度安芸太田町一般会計補正予算(第7号)
第10	議案第26号	令和3年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
第11	議案第27号	令和3年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
第12	議案第28号	令和3年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
第13	議案第29号	令和3年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
第14	議案第30号	令和3年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
第15	議案第31号	令和3年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
第16	議案第32号	令和3年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
第17	議案第33号	令和3年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算(第1号)
第18	議案第34号	令和4年度安芸太田町一般会計予算
第19	議案第35号	令和4年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計予算
第20	議案第36号	令和4年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計予算
第21	議案第37号	令和4年度安芸太田町介護保険事業特別会計予算
第22	議案第38号	令和4年度安芸太田町介護サービス事業特別会計予算
第23	議案第39号	令和4年度安芸太田町簡易水道事業特別会計予算
第24	議案第40号	令和4年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計予算

第 25	議案第 41 号	令和 4 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第 26	議案第 42 号	令和 4 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計予算
第 27	議案第 43 号	令和 4 年度安芸太田町内黒山財産区特別会計予算
第 28	議案第 44 号	令和 4 年度安芸太田町病院事業会計予算
第 29	議案第 4 号	安芸太田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第 30	議案第 5 号	安芸太田町川・森・文化・交流センター条例の一部改正について
第 31	議案第 6 号	安芸太田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
第 32	議案第 7 号	安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について
第 33	議案第 9 号	安芸太田町地域体験交流館条例の一部改正について
第 34	議案第 10 号	安芸太田町筒賀交流の森条例の一部改正について
第 35	議案第 11 号	安芸太田町修道農業近代化施設条例及び安芸太田町津浪農業近代化施設条例の一部改正について
第 36	議案第 12 号	安芸太田町道路占用料徴収条例の一部改正について
第 37	議案第 13 号	安芸太田町筒賀高齢者生活福祉センター条例の一部改正について
第 38	議案第 14 号	安芸太田町役場支所及び出張所設置条例の一部改正について
第 39	議案第 15 号	安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第 40	議案第 16 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町いこいの村ひろしま)
第 41	議案第 17 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町深入山グリーンシャワー)
第 42	議案第 18 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町筒賀高齢者生活福祉センター (ひまわり))
第 43	議案第 19 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町戸河内デイサービスセンター)
第 44	議案第 20 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町サポートセンターふれあい)
第 45	議案第 21 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町ユニバーサルホーム信愛荘)
第 46	議案第 22 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町地域支援センター)
第 47		特別委員会の設置

令和4年第2回定例会  
(令和4年3月9日)  
(開会 午後1時30分)

○中本正廣議長

ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

---

日程第1. 諸般の報告

○中本正廣議長

日程第1、諸般の報告を行います。御手元に配付した写しのとおり、今期中に1件の陳情書を受け受け付けましたので、所管の常任委員会に付託いたします。以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第2. 承認第1号

日程第3. 承認第2号

○中本正廣議長

日程第2、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて及び日程第3、承認第2号、専決処分の承認を求めることについての2件についてを一括議題といたします。議案の説明を町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。

○中本正廣議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

それでは、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、専決処分書の読み上げを持ちまして詳細説明とさせていただきます。損害賠償の額の決定及び和解について、令和4年1月3日午前6時30分ごろ、町が管理する林道大朝鹿野線において自動車走行中に穴にはまってパンクした事故について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。和解及び損害賠償額、1、本件事故による損害賠償額として、安芸太田町が9050円を支払う。2、本件事故に関し、その他一切の費用等は、双方とも請求しない。3、上記各項により、本件事故は解決とする。

続きまして承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、同じく専決処分書の読み上げをもって詳細説明とさせていただきます。損害賠償の額の決定及び和解について、令和4年1月3日午前6時52分ごろ、町が管理する、林道大朝鹿野線において、自動車走行中に穴にはまってパンクした事故について、地方自治法、第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。和解及び損害賠償額、1、本件事故による損害賠償額として、安芸太田町が1万4000円を支払う。2、本件事故に関し、その他一切の費用等は、双方とも請求しない。3、上記各項により、本件事故は解決する。以上でございます。

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は承認第1号及び承認第2号についてを別々に行います。承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを起立により採決します。承認第1号についてはこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定いたしました。

次に、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについてを起立により採決します。承認第 2 号についてはこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定いたしました。

日程第 4. 議案第 2 号

日程第 5. 議案第 3 号

日程第 6. 議案第 8 号

日程第 7. 議案第 23 号

日程第 8. 議案第 24 号

○中本正廣議長

日程第 4、議案第 2 号、安芸太田町個人情報保護条例の一部改正についてから日程第 8、議案第 24 号、町営住宅滞納家賃支払及び住宅明渡に係る訴えの提起についてまでの 5 件について。議案の説明は町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、それでは議案第 2 号、安芸太田町個人情報保護条例の一部改正について、詳細説明を申し上げます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等が廃止され、国の行政機関及び独立行政法人等に係る個人情報保護制度が、個人情報保護に関する法律に統合されることとなりました。これはこれまでの地方公共団体の個人情報保護制度について、条文のばらつきや、解釈の違いがあったものを、全国的な共通ルールとして、法律で規定するものでございます。地方公共団体の適用については、令和 5 年春に施行される予定で、今後、個人情報保護条例の例規整備が必要とされているところで、本件に関しましては前段階の例規整備として、個人情報保護条例で引用している条項を改正しようとするものでございます。議案第 2 号の詳細説明は以上でございます。

続きまして、議案第 3 号、安芸太田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について詳細説明を申し上げます。妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に関して、国家公務員の措置に準じて、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等を行うものでございます。総務課からは以上でございます。

○中本正廣議長

はい、菅田産業観光課長

○菅田裕二産業観光課長

はい。議案第 8 号、安芸太田町火入れに関する条例の一部改正について説明をいたします。本町の森林または森林の周囲の土地の火入れの許可に関し、定めたものでございますが、この条文中、気象庁の発令の改正などに伴って、同じく、本条例に関し、文言を整理するため、一部を改正するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい。議案第 2 号、個人情報保護条例の一部改正についてです。今回は一部改正ということですが、やはり将来を見越して、国、それから地方自治体、独立行政法人、民間のそれぞれが持つ個人情報条例を一本化しようとか一括化していこうという準備段階だと思うんですけど、デジタル、デジタル庁が出来、そして、地方自治体、DX化されることによって、デジタル庁が、国とか地方自治体、個人に関してですけど、その保護条例について、一本、国で統括しようという意図があると思うんですね。で、今朝の全協でも聞きましたが、特に地方自治体は、直接住民と対応している関係で、たくさんの個人情報

報を直に持っている。そのために、特に、個人情報条例については、きめ細やかなね、独自の条例をつくっているところもあると思うんですね。で、ともかく、今回は、準備段階とし、したにしても、それを見越して、いずれ何年か、2年、3年ぐらい先にはそういうことが起きてくると思うんですが、それについて、見越した上でどういうふうにお考えかお聞きします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。中身につきましては先ほど御説明申し上げましたとおり令和5年春に、この地方公共団体の適用というものが施行される予定でございます。全員協議会でも少し触れさせていただきましたが、この個人情報保護関係のですね、取扱いに関しましては、確かに小さな細かな運用ルール等が各自自治体で様々ばらばらになっているという実態はございます。しかしながらですね、個人情報の取扱いに関しましては、やはりきちんと定められたもので取り扱っていく必要があるというふうには思っております。その上でですね、もちろん今回の改正に関しましては、引用条項の整備だけでございますので、またこのあたりのところですね、しっかり、私どものところも、課の中で統一見解を出してですね、また詳細について、御説明させていただければなと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

よろしいですか。はい、ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は議案第2号から議案第24号までについてを別々に行います。議案第2号、安芸太田町個人情報保護条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第2号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第2号、ごめんなさい。起立多数です。したがって、議案第2号、安芸太田町個人情報保護条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

議案第3号、安芸太田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、起立により採決します。議案第3号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第3号、安芸太田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。議案第8号、安芸太田町火入れに関する条例の一部改正についてを起立により採決します。

議案第8号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第8号、安芸太田町火入れに関する条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

議案第23号、財産の取得の変更についてを起立により採決します。議案第23号については、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第23号、財産の取得の変更については、原案のとおり可決しました。

議案第24号、町営住宅滞納家賃支払及び住宅明渡に係る訴えの提起についてを起立により採決します。議案第24号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって議案第24号、町営住宅滞納家賃支払及び住宅明渡に係る訴えの提起については、原案のとおり可決しました。

---

日程第9. 議案第25号

日程第10. 議案第26号



- 日程第 11. 議案第 27 号
- 日程第 12. 議案第 28 号
- 日程第 13. 議案第 29 号
- 日程第 14. 議案第 30 号
- 日程第 15. 議案第 31 号
- 日程第 16. 議案第 32 号
- 日程第 17. 議案第 33 号

○中本正廣議長

日程第 9、議案第 25 号、令和 3 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 7 号）から日程第 17、議案第 33 号、令和 3 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算（第 1 号）までの 9 件についてを一括議題といたします。議案の説明は町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。

三井総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

はい。それでは議案、議案第 25 号、令和 3 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 7 号）について、御説明を申し上げます。まず、第 1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、こちらは、歳入歳出それぞれ 1 億 3398 万 2000 円を追加し、歳入歳出総額を 90 億 1325 万 9000 円と定めるものでございます。第 2 条は繰越明許費、そして第 3 条においては、地方債の補正をさせていただくものでございます。恐れ入ります 1 枚めくっていただきまして、資料 1 ページの第 1 表をご覧くださいと思います。今回の補正に対する歳入でございますが、例によって上から町民税や固定資産税などで構成する町税として、1310 万円、続いて、地方交付税 4 億 4946 万 4000 円に加え、使用料及び手数料や、諸収入について増額させていただく一方、国庫支出金、県支出金、財産収入のほか、基金繰入金を中心とした繰入金に、さらには、恐れ入ります、2 ページに続いていただきまして、町債について、減額ということで、この表にお示しさせていただき所要額をそれぞれ歳入予算に充てさせていただきます。続いて 3 ページの表を、歳出の表をごらんください。表の一覧のうち、総務費とそれから土木費が増額となる一方、上から議会費で 152 万 4000 円減額するほか、民生費、衛生費のほか、農林水産業費、そして商工費、消防費、さらには 4 ページの教育費につきまして減額ということでこの表のとおり、所要額をそれぞれ補正するものでございます。続きまして 5 ページでございます。第 2 表、繰越明許費でございますが、令和 3 年度予算から令和 4 年度へ繰越しを予定している事業を一覧表にしております。順に概要を御説明申し上げますと、まず、総務費の総務管理費における高速ブロードバンド基盤整備促進事業としまして、ケーブルの移設、そして I R U 設備スポット修理の 2 件ほどございまして、積雪や電柱建て替えスケジュールの遅れに加え、工事に要する人員の部材調達の遅延によりまして、事業を繰り越すものでございます。次に、同じく総務管理費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業でつきましては、制度上、家計急変世帯の支給はですね、令和 4 年の 12 月末までとなっておりますので、事業年度が複数年度にまたがることからですね、繰越し処理を行うものでございます。次に、同じく総務費の企画費でございますが、上から定住促進事業における定住促進事業補助金、そしてまち・ひと・しごと創生事業の関係で、人材育成・交流センター設置整備事業では、定住促進で言いますと補助対象の住宅改修が年度をまたがることや、交流センター整備基金についてコロナや、新型コロナや自然災害によって一部調達が遅延しているものがございます。また、まち・ひと・しごと創生事業、臨時交付金事業におけます貸切りバス利用促進事業につきましては、まん延防止等重点措置適用により、貸切りバスの誘客促進が出来ませんので、年度内の事業執行が困難になったことからですね、以上企画費関係三つの事業についてですね、予算を繰り越すものでございます。続きまして、戸籍住民基本台帳管理事業におけるマイナンバーカード所有者の転出転入手続のワンストップ化対応の業務でございますが、本補正予算、今回の補正の予算議案の対象事業でありますけれども、国からの補助決定がですね、なんと 3 月になったことからですね、年度内の事業執行が困難となりまして事業費をそのまま繰越して補助対象事業を行うものでございます。次に、民生費でございますが、社会福祉費の老人福祉管理事業における安芸太田町地域支援センターのエレベーター修繕につきまして、また、衛生費の二つの事業。一つ目が保健衛生費の火葬場管理事業における、千風苑、1、2 号炉誘引排風機インバーター取替え調整業務、そして二つ目の清掃費のごみ処理管理事業における身体障害者用トイレ及び処理棟ガス給湯器修繕につきまして、いずれもですね、コロナ禍における世界的な半導体不足等により、必要な部品調達の遅延が起きていることから、事業費を繰

越して対応するものでございます。続きまして農林水産業費でございますが、二つございます。一つ目は、農業費の農村地域総合推進事業における、ひろしま活力農業井戸採掘、それから水道敷設補助金について、工事につきましては工事の調整について不測の時間を要しておりまして、年度内の事業執行が困難になったことでございます。二つ目の林業費の林業総務管理事業における、林業総合センター、柱材等修繕につきましては、原材料の調達に時間を要しまして、年度内事業完了が困難になったことから、以上二つの事業について繰越しをさせていただこうと考えております。続いて商工費、観光施設整備事業における三段峡水梨公衆トイレ新築工事費町負担金につきましては、工事の本体である県が実施する部分について、入札不落到に伴う事業繰越しと県のほうでなっておりますので、本町負担金について年度を繰越しして対応するものでございます。続いて土木費でございます。次ページにわたって、八つほど事業がございますけど、まず一つ目の土木管理費の土木総務管理事業における、加計スマートインターフルインター化概略検討業務では、調査業務に要する多様な分析について、コロナ禍もありまして、不測の時間を要しておりまして、年度内の事業執行が困難であること。続きまして二つ目の道路橋梁費の町道整備事業や、三つ目の、町道芦杉巡回線法面補修工事。さらには四つ目の橋梁施設改良事業における、につきましては、昨年 7 月、8 月豪雨災害に伴う全県的な労働者、並びに設計業務従事者不足、さらには低温化における施工困難等を伴う特殊な工法が求められたことなどによりまして、年度内の事業完了が不可能になりました。続きまして五つ目として、同じ道路橋梁費の国県道改良事業費につきましては、やっぱり工事主体の県が、県の部分について事業が繰越しと、なっておりますので本町負担金につきまして、年度を繰越しして対応するものでございます。そして六つ目、河川費の河川維持事業における、田之尻川崩土撤去事業におきましては、凍結によりまして落盤の恐れが生じたことが原因、さらには、七つ目の河川費の河川改良事業における天神原谷川改良工事では、水利、水利の関係で地元との調整に不測の時間を要しております。そして八つ目の急傾斜地対策費の急傾斜地対策事業における広島県建設事業負担金につきましては、先ほども申し上げたとおりと同様に、本体の県が実施する工事が事業繰越しとなっております、本町負担金につきまして年度を繰越しして対応するものでございます。そして教育費でございますが、教育費の中学校費の中学校管理事業における、加計中学校屋根改修工事につきましては、先の降雪によりまして、屋根のですね、下地部分の点検調査等必要な業務につきまして、遅延が生じたことに加えまして、コロナ禍等により工事用部材調達に遅延が見込まれておりまして、繰越し処理を行おうというふうに考えております。最後に災害復旧費の関係でございますが、大きく四つございまして、公共土木施設災害復旧事業では、町道川登勝草線や、小板深入山線、それから江河内西線など五つの事業につきまして、つきまして、さらには、農地災害復旧事業のトチリ農地や柴木農地など 3 事業、そして農地施設災害復旧工事の寺領水路や、納屋井手水路の 2 事業、最後に林道施設災害復旧事業の林道草尾線、柴木線、国僧線及び三谷塩明線の災害復旧工事につきまして、いずれも地元の調整に不測の時間を要しておりまして、工期不足の観点から予算の繰越しを行い、そして次年度に対応させていただこうと思っております。長々とすみません。続きまして、資料 7 ページをご覧ください。地方債の補正でございます。まず表の最上段の旧合併特例債につきましては、筒賀保育所改修工事の完了に伴う事業費、入札残でございますが、減額に伴う減額、それから緊急自然災害防止対策事業債につきましては、天神原谷川改良工事測量委託業務に対する事業費、入札残の減額、そして、臨時財政対策債債につきましては、起債限度額の確定に伴いまして所要額を減額したことによりまして、この表のとおり、補正後の限度額に変更するものでございます。

それでは、第 1 条の歳入歳出予算の補正につきまして、各課から詳細を御説明申し上げますが、まずは総務課財政分で 19 ページから 20 ページをお開きください。はい、歳入の部の 18 款、繰入金の第 1 項、基金繰入金で、基金の繰入金でございますけど、今回の地方交付税の増額や事業費の減額等を受けまして、財政調整基金繰入金につきまして、1 億 9186 万円。それから、過疎地域持続的発展事業基金繰入金で 320 万円、そしてまちづくり基金繰入金につきまして、471 万 4000 円ほど、それぞれ減額をさせていただきます。特に、財政調整基金繰入金につきましては、今回の減額補正によりまして、当初予定しておりました基金の繰入れ分を回収することになります。続いて歳出の関係で、恐れ入ります、25 ページ 26 ページをお開きください。総務管理費の財産管理費でございますけども、やはり今回の地方交付税の増額等を受けまして、財政調整基金管理事業と減債基金管理事業につきまして積立金を計上しております。財政調整基金につきましては、2 億 5364 万 4000 円。減債基金につきましては、4423 万 8000 円ほどそれぞれを積立させていただくものでございます。総務課財政担当からは以上でございます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。それではこれから歳入歳出事項別明細書、歳出の部につきまして、主に歳出の部分につきましてですね、各課より、詳細の説明を申し上げます。まず総務課の財政担当以外のものにつきましてでございます。まず全体に関します人件費の部分でございますが、全員協議会でも説明をさせていただいたとおり、常勤職員の給与費としまして4386万1000円。その他ですね、会計年度任用、パートを含む全体の金額といたしましては、6932万7000円の減額を行っているところでございます。それでは事項別明細書の23ページ24ページをお開きください。総務費の一般管理事業でございます。こちらに関しましては、コロナの影響等によりまして、出張の取りやめ等によるものが影響しております。全体で257万9000円。行政管理事業といたしましては、広島県の神楽大会が中止になったことによりまして負担金補助及び交付金の15万円、人事管理事業といたしましては、研修の一部中止をコロナの影響により余儀なくされましたので、これに関する影響額としまして、70万円、25ページ26ページのほうになります。同じく総務費の福祉医療教育支援奨学基金管理事業でございます。貸付金といたしまして400万円の減、にしております。こちらに関しましては、当初、新規貸付けとしまして、看護師3名の予定をしておりましたが、応募がなかったということで減額をさせていただいております。また積立金680万に関しましては、奨学金を受けられておりました学生さん、これは薬剤師志望だったんですけれども、辞退によりまして、これの、返納金の積立てを行うものでございます。下段、諸費、高速ブロードバンド基盤整備促進事業でございます。委託料、394万6000円の減額としております。こちらに関しましては、国道191号、三段峡分かれ、この本復旧がですね、実施されておられませんので、こちらのブロードバンドの柱のほうもですね、本復旧が出来てないということで、減額をさせていただいてるところでございます。下段の電算管理事業でございます。使用料及び賃借料、こちらに関しましては、情報系サーバの更改を行いました。これは賃貸、リースで賃貸借契約を行いました。この入札残といたしまして、236万2000円でございます。ページが少し飛びまして、29ページ、30ページをお開きください。同じく総務費の選挙費でございます。衆議院議員選挙、参議院議員選挙、県知事選挙の費目でございますけれども、選挙が完了したことによる、残額の整理といたしまして減額をそれぞれ行っております。また、さらにページが少し飛びまして、恐縮です、43ページ44ページをお開きください。消防費でございます。常備消防運営事業、負担金補助及び交付金の増額でございます。263万5000円、こちらに関しましては、常備消防として広島市消防に業務を委託しておりますけれども、この内容につきまして、夏の豪雨の際のですね、時間外、それから、人事異動に伴います人件費の移動等によるもので増額しておるものでございます。下段の非常備消防運営事業でございます。こちらに関しましては、消防団行事の中止に伴う案件でございます、260万円の減額でございます。次ページ、45ページ46ページをお開きください。同じく消防費の防災行政無線管理運営事業でございます。需用費となっておりますが、これは電気代でございます、本年度、防災行政無線の更新を行い、昨年度行いましたが、保守は契約期間中ということでございまして、こちらの金額に関しまして減額をさせていただきます。下段の防災減災備蓄事業でございます。災害対応の時間外手当の金額を積みさせていただいたんですけれども、8月以降、無事にですね、台風等なく、終わりましたので、減額整理をさせていただくものでございます。それから、すいません税務課分になりますけれども、ページ28ページのほうをお開きいただければと思います。賦課徴収費、賦課徴収管理事業について御説明申し上げます。委託料114万5000円の減額でございます。法改正によります軽自動車税システムの改修執行残の減額でございます。総務課は以上でございます。

○中本正廣議長

はい。二見企画課長。

○二見重幸企画課長

それでは企画課の補正予算でございます。ページ28ページをお願いいたします。上段の、総務費企画費の定住促進事業でございます。こちらにつきましては、会計年度任用職員でございます、移住暮らしアドバイザーの従事の実績に伴います報酬の減額、189万1000円でございます。その下の、まち・ひと・しごと創生事業でございますが、委託料150万の減額でございます。こちらにつきましては、人材育成・交流センターの引っ越しを、業務委託を考えておりましたが、こちらを、職員のほうで荷物を運ぶということで対応が可能となりますので、減額をするものです。それから、負担金補助及び交付金につきましては、恐羅漢スノーパーク人工降雪機整備事業の事業実績の確定によります減額80万円でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。それでは住民課分の説明をさせていただきます。ページが 25、26 ページでございます。まず、総務費企画費がございますが、1 番下の地域支援事業、2945 万 3000 円の減額でございます。こちらにつきましては、地域おこし協力隊、こちらについて、計画どおりの隊員を採用出来なかったこと、また途中で退職があったこと及び集落支援員につきましても、当初どおりの配置が出来なかったということで、関連の経費を減額をさせていただくものでございます。次に 27、28 ページでございます。上の地域づくり事業の負担金補助及び交付金についてでございます。2202 万 1000 円の減額でございます。当初総務省の補助金を活用して集落ネットワーク事業、こちらが計画をされておりましたが、採択要件にはまらないということで事業の取り止めがされたというものでございます。次に、次のページ 29、30 ページでございます。戸籍住民基本台帳管理事業の 320 万 4000 円。こちらにつきましては、マイナンバーカード所有者がオンラインで、転出届や、転入ができるように、システムの改修ができるように、改修のほうをさせていただく経費として計上させていただくものでございます。先ほど総務課主幹のほうからもございましたが、こちらの事業につきましては令和 4 年度のほうに繰越しをさせていただくという予定しております。その下のマイナンバー通知カード関連事業の委託料の 100 万円の減額でございますが、J-L I S のほうの委託料として、実績に伴いまして、減額をさせていただくものでございます。続いて次のページ、31、32 ページでございます。真ん中にあります社会福祉総務管理事業の負担金補助及び交付金、1397 万 2000 円の減額でございますが、こちらは後期高齢者医療、医療費の負担金につきましては、実績に基づいて減額をさせていただくというものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、失礼します。それでは健康福祉課のほうから、補正のお願いをいたします。ページで申しますと 31、32 ページのほうをお願いいたします。下段でございます、障害者自立支援対策事業費ということで、200、まず扶助費のほう、199 万円ほど減額をお願いするものです。こちらにつきましては、令和 3 年度におきます、給付見込みに伴います扶助費の減額です。その下、償還金につきましては、令和 2 年度の、障害者自立対策支援事業の実績に伴います、国、県への返還金でございます。続いて 1 ページめくっていただきまして、33 ページ 34 ページのほうをご覧ください。上段でございます、児童手当給付事業について 300 万の減額をお願いするものです。こちらにつきましては、今年度の給付実績に伴います、扶助費の減額をお願いするものでございます。同じく、児童福祉費の中の、母子自立支援事業において、総額で 38 万 2000 円ほど減額をお願いしております。主なものは、すみませんもう 1 枚めくっていただきまして、36 ページでございます扶助費でございます。こちらについては、母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業の給付見込み等に伴います、扶助費の減が主なものでございます。その下、今年度、保健衛生費のほうに入りまして、保健衛生総務管理事業のほうで、負担金補助及び交付金を 70 万減額をしております。こちらにつきましては、本年度の安芸太田町のウォーキング大会につきまして、今年度はコロナ禍の影響を踏まえて、町内の方向けに規模を縮小して、大会を開催いたしました。低額の予算で執行出来たことに伴います、大会実施に係る補助金を減額するものでございます。その下、疾病予防事業のほうで、603 万 8000 円の減額をお願いするものでございます。まず報償費の減額につきましては、本年度 6 月議会におきまして、今年度議決をお願いしました新型コロナワクチン接種の高齢者優先接種事業、これハートフル商品券の配布ですけれども、こちらについて、事業が完了したことに伴う報償費の減、そして、役務費について 237 万 1000 円の減額をお願いしております。こちらについては、新型コロナワクチンの接種にかかります、審査支払い手数料の単価を、300 円という形で予算を計上しておりましたけれども、こちらの手数料については、町内と町外では、単価が違うということで、それぞれ、審査件数については、1 万 2200 回分を見越しておりましたが、単価の違いにより精査して 237 万 2000 円ほど、減額をさせていただくものでございます。その下、委託料が、については、383 万 7000 円の減額をお願いするものですが、こちらにつきましては、定期予防接種に関しまして、日本脳炎ワクチンと、B 型肝炎ワクチンが品薄状態でありまして、接種の実績が大きく見込みを下回りました。また、インフルエンザワクチンについても、例年よりメーカーからの出荷数が少なく、当初の見込みよりも、接種の実績が少のうございました。さらには、風疹事業については、3 年目の事業ということもあって、見込みよりも、実際には、検査の受診者が少なかったことにより、今回減額をお願いす

るものでございます。はい。その下すみません、住民検診事業でございます。こちらについては、総額で 158 万 4000 円ほど、減額をお願いするものでございますが、特に、今年度、山ゆり健診を実施いたしました。実際にはコロナ禍におきまして受診者数が少なく、実績に伴います委託料の減額をお願いするものでございます。健康福祉課からは以上です。

○中本正廣議長

森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

では、衛生対策室のほうから説明をさせていただきます。37、38 ページをお開きください。中段、4 款の衛生費で 2 項清掃費でございます。ごみ処理管理事業の需用費のほうで、30 万ほど増額をお願いしております。これはポックルくろだおクリーンセンターの電気代でございまして、ごみの臭気をなくす脱臭装置の稼働時間が延びたこととそれから基本料金が少し上がったこと等によりまして約 1 か月分の支払い分が足りないということで、今回補正を上げさせてもらったものでございます。説明は以上です。

○中本正廣議長

はい、菅田産業観光課長

○菅田裕二産業観光課長

産業観光課から補正の説明をいたします。ページ、39、40 ページをお願いをいたします。農林水産業費、農業費の農業振興費の負担金補助及び交付金でございます。この補正の内訳でございますが、ビニールハウスなどの設置する営農施設機械器具整備事業補助金、祇園坊柿買取り価格補償補助、さらに祇園坊柿の有害鳥獣対策、被害対策補助、それぞれ 100 万ずつ、事業確定に伴い、合計 300 万円を減額補正するものでございます。続きまして林業費でございます。森林経営管理事業、1797 万 5000 円のうち、委託料でございます。現況調査発注の遅れにより、間伐の実施及び自伐研修委託を自伐型の研修委託を行っておりますので、実績見込みにより、合計で 1214 万 3000 円が主な減額のものでございます。続いて、森林環境譲与税基金管理事業 2297 万 5000 円でございます。これは、森林環境譲与税を基金に積み立てるものでございまして、上段にあります森林経営管理事業 1797 万 5000 円に、森林経営管理事業を、実際、残予算で実施した決算によって、執行残を積立てなければいけません。したがって、一旦、基金のほうから 500 万を繰り入れるため、予算措置をするため、500 万を追加し、合計で 2297 万 5000 円を補正するものでございます。続いて町有林整備事業の委託料でございます。向山町有林 10.33 ヘクタールの搬出間伐を、搬出間伐を予定しておりましたが、入札を行っても不落になった経過があります。事業実施主体事業のほうを委託するため、探しましたが、見つからず、一旦、ここで減額をさせてもらって、新年度改めて予算計上するものでございます。続いて林業木材産業等競争力強化対策事業でございます。作業道を、実際実施、間伐をするものでございますが、国の内示により実施、事業実施が出来なかったことによる補正でございます。1 ページめくっていただき、商工費でございます。商工業振興費の中小企業支援事業でございます。負担金補助及び交付金ということで、1764 万 3000 円の減額でございます。これに関しては、広島県ががんばる中小企業応援補助金、飲食店以外のサービス業に対して、実施予定を 60 事業者、予定しておりましたが、実際 19 事業者の結果となりました。また、安芸太田町新型コロナウイルス影響事業者支援金ということで、業種関係なくて、10 万円の給付を行っておりました。105 事業者予定をしておりましたが、結果、55 事業者の申請となったことに伴いまして、減額をするものでございます。続いて観光費でございます。観光管理事業、138 万円でございます。この事業につきましては、安芸太田町、現在あります町の観光振興基本計画を、策定をするということで中間まとめをする予定でございますが、ただ、道の駅の再整備に関して、産業観光振興戦略を策定をしたため、次回に実施をするということで、今回は、減額をするものでございます。観光宣伝事業でございます。この報酬、旅費、負担金補助及び交付金につきましては、国際交流員を呼んで、実施する予定でございましたが、新型コロナウイルス関係のため、来日が延期になったため、減額をするものでございます。観光団体育成事業 484 万 4000 円でございますが、町内イベント中止に伴う、補助金が減額と、主なものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

続いて建設課のほうから補正の説明をさせていただきます。ページ、43 ページ 44 ページでございます。まず 2 段目、土木費、道路橋梁費除雪事業でございます。こちらのほうで需用費の消耗品費、消耗品費の確定に伴います減額 70 万円をお願いするものです。続きましてその次、委託料です。委託料に

つきまして現在までの委託料の不足が主な要因となりますが、今後の予報では、大雪の予報は出ておりませんが、突発的な降雪があり、除雪対応になることも想定されるため、委託料の増額、補正 5000 万円をお願いするものです。続きましてその下です。土木費河川費でございます。こちらのほうの河川改良事業、天神原谷川改修でございますけど、こちらの委託料の確定に伴いまして、102 万 1000 円の減額補正をお願いするものです。建設課は以上です。

○中本正廣議長

はい、瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

教育分について説明させていただきます。事項別明細書で 33、34 ページをお開きください。34 ページの中段にあります児童福祉施設事業 405 万円を減額をお願いするものでございます。筒賀保育所改修工事に係ります設計施工監理業務委託料及び工事請負費の確定に伴いまして、減額させていただくものでございます。続きまして 45、46 ページをお開きください。46 ページ下段にあります中学校管理事業、400 万円の減額をお願いするものでございます。新型コロナウイルスの影響により、部活動等が休止になったことに伴い、スクールバスの運行日数の減によりまして、スクールバスの借上料を減額させていただくものでございます。続きまして 47、48 ページ、社会教育施設管理事業、80 万円を減額をお願いするものでございます。新型コロナウイルスの感染症の影響により、戸河内ふれあいセンターの一時休館に伴い、施設管理人の管理日数の減によりまして報酬を減額させていただくものと、いただくものでございます。その下、生涯学習推進事業でございます。233 万 9000 円を減額をお願いするものでございます。新型コロナウイルスの影響によりまして、1 月に予定しました成人式及びスマートフォン教室やそろばん教室などの各種教室の開催回数の減によりまして、減額させていただくものでございます。その下にあります、保健体育総務管理事業 900 万円の減でございます。メキシコ、オリンピック射撃チームの事前合宿の受入れ中止によって、補助金を減額させていただくものでございます。その下、体育施設管理事業、50 万 4000 円を減額のお願いをするものでございます。8 月の大雨警報発令により、プール利用の一時休止に伴いまして、プール監視人の管理日数の減によりまして、減額させていただくものでございます。以上で説明を終わります。

○中本正廣議長

はい、上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。続いて議案第 26 号について御説明をさせていただきます。令和 3 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてでございます。このたびの補正でございますが、歳入歳出総額から、それぞれ 134 万円を減額しまして、総額 9 億 3869 万 1000 円と定めるものでございます。このたびの補正でございますが、人件費の減額に伴うものでございます。続きまして、議案第 27 号、令和 3 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明をさせていただきます。このたびの補正でございますが、歳入歳出それぞれ 9 万 1000 円を減額しまして、総額を 1 億 6093 万 4000 円と定めるものでございます。このたびの補正につきましては、人件費の減額に伴うものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。それでは続きまして、議案第 28 号、令和 3 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について御説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 604 万 7000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 13 億 1971 万 6000 円と定めるものでございます。恐れ入ります事項別明細書のほうをお開きいただきます。11 ページ、10 ページ 11 ページのほうをご覧ください。主なものにつきましては、総務課総務費におきます、審査会の運営に係ります、負担金、また、調査に関しまして、実績に伴う減が主なものでございます。さらに、もう 1 枚、おめくりいただきまして、12 ページ、13 ページをご覧ください。下段にございます、地域支援事業費の介護予防、生活支援サービス事業、ここで、492 万円の減額をするものです。こちらにつきましても、コロナ禍におきます、教室の開催、教室等のサービスが開催が出来ず、その実績に伴います負担金の減が主なものでございます。続きまして議案の第 29 号、令和 3 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）の御説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 16 万 9000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 1874 万 3000 円と定めるものでございます。今回の補正につきましては、歳入のほうにおいて、計画収

入の増、さらにそれに伴います、一般会計からの繰入金の減、歳出につきましては、町外から委託、町外へ計画を作成、計画作成を委託する費用の減が主なものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、議案第 30 号、令和 3 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2129 万 6000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8236 万 4000 円と定めるものであります。第 2 条といたしましては、繰越明許費の説明をさせていただきます。歳出の 12、13 ページをお開きください。簡易水道費、総務管理事業でございます。こちら、公課費の増額といたしまして、165 万円の計上させていただいております。続きまして簡易水道費の簡易水道施設管理事業、こちら、事業費の確定に伴う減額補正といたしまして、井仁口川、川手中急傾斜の業務精算に伴いまして、委託料、756 万 5000 円、工事請負費、1538 万 1000 円の計上をさせていただいております。歳入の 8、9 ページをご覧ください。中ほどでございます。歳入の他会計繰入金、一般会計からの繰入金として、240 万 5000 円の増額をお願いするものでございます。続きまして 3 ページをご覧ください。第 2 条の繰越明許費の説明をさせていただきます。簡易水道費の簡易水道施設管理事業につきまして、材料の調達に時間を要する可能性がありますため、繰越明許費の対応をお願いさせていただきたく、戸河内本郷地区の配水管布設工事でございます。こちらの繰越しを 331 万 1000 円をお願いをするものです。

続きまして、議案第 31 号、令和 3 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、101 万 3000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2608 万 1000 円と定めるものでございます。歳出の 12、13 ページをご覧ください。下水道費、農業集落排水事業基金管理事業の、前年度繰越金確定に伴います、積立金の増額といたしまして 101 万 3000 円の計上をさせていただいております。

続きまして議案第 32 号、令和 3 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。第 1 条といたしまして歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ、1423 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1651 万 1000 円と定めるものでございます。第 2 条といたしまして繰越明許費の説明をさせていただきます。今回の補正でございますが、歳出の 13 ページをご覧ください。下水道費、総務管理事業の公課金の増額、増額といたしまして、700 万円、また、前年度繰越金の確定に伴います積立金の増額といたしまして、89 万 5000 円の計上させていただいております。続きまして下水道費委託料でございます。こちら、委託料の確定に伴う減額との、130 万 1000 円と、国の補正に伴います工事請負費の増額といたしまして、筒賀水質管理センターの防水扉の施工でございます。こちら、765 万 8000 円の計上させていただいております。歳入の 8、9 ページをご覧ください。2 段目でございます。歳入の、他会計繰入金、一般会計繰入金といたしまして、732 万 9000 円の増額をお願いするものでございます。続きまして 3 ページをご覧ください。繰越明許費の説明をさせていただきます。下水道施設、公共下水道施設整備事業につきまして、国からの補正事業でございます。こちら、筒賀の水質管理センターの防水扉、こちらのほうを合わせまして、2125 万 8000 円の繰越しをお願いするものでございます。建設課は以上です。

○中本正廣議長

片山筒賀支所長。

○片山豊和筒賀支所長

はい、続きまして、議案第 33 号、令和 3 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算（第 1 号）について御説明を申し上げます。このたびの補正予算では、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 163 万 5000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1480 万 2000 円と定めるものでございます。事項別明細 6、7 ページをお願いいたします。歳入の立木売払収入でございますが、160 万 7000 円を追加し、総額で 1453 万円を見込んでおります。全協でも御説明申し上げましたが、奥野原の森林間伐事業で行いました、搬出した、支障木及び間伐材の売却収入でございます。ウッドショック等の好影響もあり、例年の単価より 1 倍から 1.5 倍の単価で取引をされております。から、歳入その下で、諸収入の関係ですが、消費税の還付金がございます。消費税について、筒賀財産区も課税対象会計ということが認定されまして、令和元年度分の取引について、今年度中に確定申告をとということがございました。しかしながら対象となる前年度、令和 2 年度決算が、収入が少なかったため、支出に、仕入れとして支出に使った消費税が還付されるというようなものでございます。2 万 7523 円、還付されるものでございます。歳出事項別、8

ページ 9 ページでございます。こちら全協のほうで説明させていただきましたけれども、受託事業者のほう、県の補助金を申請していただき、町の財産区の代行事業として行います間伐事業、作業道事業について、その不足分についての負担金として、支払うものがございますが、247万5000円を、負担金として追加するものがございます。その上段の委託料につきましては、事業量等の精査によって減少した部分を減額させていただくものがございます。基金管理事業でございますけれども、預金利子、消費税、先ほど申しました消費税の還付金、売上げ等から諸経費を引いた、差額相当の146万円を足した合計で、216万円を基金に積み上げる予定としております。財産区特別会計は以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。しばらく休憩いたします。

(休憩 午後2時30分)

(再開 午後2時40分)

○中本正廣議長

休憩前に引き続き、会議を行います。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい。3番、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。いやもう、答弁席のほうから、やれやれというような、サインが出ておりますんで一言だけ。まずですね、本日、かなりちょっと質問予定しとったんですが、先行的に全部説明をされましてですね。説明のあれ、準備しちゃったのがあれなんです、まず交付税の件、当初から4億以上の譲渡、というようなことの中身をちょっとお聞きしようかなと思ったんですが、午前中とさっきと、かなり詳しい説明をいただきましたんで、また、ほかにはございましたら、お話をいただきたいと思います。それにしてもですね、当初の財政、本年度、平成3年度は、財政調整基金、先ほどもありましたように、1億9000万ぐらい取崩して、3年度運営するというような当初の計画で、スタートしたものがですね、3年度末においては取崩し額をゼロと、なしにした上に、新たに2億ぐらいの積み立て増しをします。というようなことであるんでかなり町長はじめ執行部の方、財政計画をですね、かなり推進されとるということは、敬意を表したいと思います。で、1点だけちょっとこれ確認になるんですが、明許繰越の

○中本正廣議長

議案番号から言ってくださいね。

○佐々木道則議員

すいません。ページでは5ページですか。明許繰越の企画の人材育成・交流センターの設置事業、

○中本正廣議長

議案25号でよろしいですか。

○佐々木道則議員

すいません。申し訳ありません。これ金額は214万8000これは、金額ではないんですが、これは午前中にも説明がありましたようにちょっとあれ、機材の名前ちょっと横文字で長くて、ちょっと覚えていないんですが、これがちょっと材料等の不足で入ってこない。ということで、契約変更、またこの、設置事業でこれはもう、それを外した214万8000円だろうと思うんですが、このものが入らないために、いわゆる4月からスタートするセンターに支障はないのかと。ということは、大きな、私ちょっと疑念を持っております。その間は代替でやられるのか、必ず必要なものだから予算計上されて、進められたんですが、諸々のあれで入ってこないというようなことであるのであれば、その期間をですね、早く入れればいいですが、その間どうされるのかなというのをちょっとお聞きをしたいと思います。

○中本正廣議長

はい、三井総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

まず、交付税の増額のところでございますが、大きく五つの要素がございます。一つ目はですね先ほど、全協でちょっと申し上げましたけど、当初の、当初予算算出のときには予測出来なかった新規事業分、地域デジタル社会推進費というものが新たに新規項目になったということで、これが約6700万相当、需要額に追加されていると。次にですね、これちょっと今後整理していくべきですけど、簡易水道会計の過疎債の償還分の錯誤分がございまして、これが約5900万。錯誤分で、もともと、需要額に入れてなかったのを、改めて錯誤分として措置されると、ということが二つ目。三つ目がですね、岸田内閣にな



って、皆さん御承知のように 11 月前後の新たな経済対策に伴いまして、全国自治体にですね、普通交付税のですね一律的なですね、増額措置がございました。これはどういうことかという、あのときに補助金も一緒に出てきました。全額 10 分の 10 じゃないんで、地方の負担分もあると。またそれは大体 16 か月予算で組めということだったので、当然、事業化して、自治体の持ち分も合わせて、例えば繰り越すとか、そういう部分での財源措置も踏まえて、もう交付税、一律に増額が来ました。それに合わせてですね、減債基金もですね、この額は必ず積みなさいと。いうなことが併せもってこれだけで約 1 億 1600 万相当、追加措置があります。そして実際に、国が元の臨時財政対策債は抑えようとして、今回の税収見込みで、国の税収が増えるということになってきておりますので、本来我々、臨時財政対策債を、組んでるんですけど、そこまで組まなくてもよかったということをさっき、地方債の限度額の縮小で申し上げましたが、臨時財政対策債はそこまで発行しなくていいという分、普通交付税我々が発行しなくてもいい分が普通交付税でそのまま出てきました。これが約 5000 万。ということなんです。こっからちょっと我々のいろんな話です。最終的に基準財政需要額、基準財政収入額ブラックボックスのところがございます。基準財政需要額の人口のところにつきまして、もともと国勢調査で人口がさらに減になったと。いうことでそれに伴う需要額の算出について、かなりきつ目に見てました。それがなんか国のほうで、急変措置についてちょっと緩和措置があったみたいで、実際には、国勢調査の影響分の需要額ってというのが、我々はすごく、もっと減になると思ったのが、約それだけで 9000 万ぐらいあった。それプラス、基準財政収入額の分について我々の町税と、譲与税とかいろいろある。それら合算して基準財政収入額、計算するんですけど、結構まだまだある程度余裕がある、ある額が配置されると思ってたら、それ、かなりそれよりちょっと小さめに、特に譲与税関係とか少なくて来たので、実際に差額分で実際に最後 11 月末 12 月頭で調整がありましたけど、結果的に普通交付税がうわに出てきたと。いうことでトータル 4 億 4900 万ほど、うわが出てきたということなので、最後のブラックボックス的なところについては我々今後とも、研究しながらですね、マイナスで最後出てくるときついで、少なくともプラスぐらいになる、プラスかほとんどになるぐらいで、算出の精度を上げていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。議案の 23 号で、議決をいただいております備品の一部、削除でございますが、こちらにつきましては名前はプラスチック&ショックフリーザーということで急速にその料理を冷やすものということで、そういう、厨房機器としてはそういう集団の食堂では、必要なものというふうに判断をしております。それで、これがなくて、当面の間は、献立でありますとか、調理工程の工夫によって、しのいでいただくという形になろうかと思っております。それで、安心安全な、食事を提供していきたいというふうに考えております。それと、それが 70 万余りでございます、80 万、80 万余りでございます、そのほかには、実際に今度学生が入ってきて、生活する中で、やはり、細々したものが必要になってこようかと思っておりますので、そういったものを、調達していく必要があるというふうに考えておまして、今回、この繰越しをお願いしておるものでございます。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑は、はい。1 番角田議員。

○角田伸一議員

はい、議案の第 25 号、これ一般会計の補正の中でのですね、繰越明許のところでですね、ここ、6 ページなんです、災害復旧費の中にですね農林水産施設災害復旧費が繰越で上がっておりますが、農業というのはですね、この時期的なものもあるわけなんです、要は、農作業が開始するまでには完了が見込めるものかどうかということですね、ちょっとお答えいただきたいと思っております。それともう 1 点。39、40 ページです。これ、農林水産業費の林業費、先ほど説明がありました森林経営管理事業、また、町有林整備事業、造林費の中の林業木材産業等競争力強化対策事業、出来なかった理由がちよっと述べられたわけなんです、その中で、1 番下の、造林費の関係ですね。林業木材産業と、この事業の中で、これは国の指示により実施出来なかったという説明でしたが、実際にですね、この実施か所が予定されておったんだろうかということと、これと同等の事業が、次年度以後、次年度以降、国のほうでも継続されるんかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

繰越明許費の農地農業用施設の繰越後の対応というか農繁期に間に合うかどうかですけど、農地につきまして 1025 万、農地につきましては、こちら農繁期のことがありますのでもう早期に発注をさせていただいて、ただ、3 月いっぱい 4 月いっぱいかかるということで、一応間に合うようには話をつけております。それと、農業水路でございます。こちら 2 件、水路がありまして、1 件については水路自体は壊れておらず、水路台というか水路の前の、石垣が壊れておりまして、そちらの復旧ですので水のほうは続いてきます。もう一つ、筒賀のほうですけどこちらのほうは、仮設を設置させていただいて、今年は乗り切るということで、ちょっと規模が大きなものなのでそちらについては、仮設で乗り切って繰越で対応という格好で、農繁期においても対応できるようにしております。よろしくお願いします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、議案第 25 号、40 ページの林業木材産業等競争力強化対策事業でございます。こちらの事業につきましては、前年度に補助金に対して、広島県を通じて国のほうへ予算の要望をしております。当初、計画しておりました、間伐が 2 か所、作業道について 5 か所予定をしておりましたが、内示により、実際のところ、間伐については、2 か所、22.92 ヘクタール、森林作業道につきましては、1 か所の 840 メーターを実績見込みとして実施し、しているところでございます。これにつきましては、来年度も、補助金のほうが、要望しておりますので、同様に、継続した、事業実施を進めていきたいというふうに思っています。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに。はい、小島議員。

○小島俊二議員

ちょっと早めに、議案第 20 号、一般会計補正予算の 5 ページ 6 ページなのですが、繰越明許費がございまして。毎年度、繰越明許費は発生はするんですが、ちょっと記録見ると、いろんな各年度事情があることはありますが令和 2 年度、令和 3 年度少し 5 億超えて事業量多いんじゃないかと思えます。現場サイドも忙しいとは思いますが、細かい理由はいいです、要は、雪だるま式にふくなっていったら新年度の事業が遅れ遅れになって、毎年こういったことを繰り返されますんでどっかでこ入れをして、早く事業が進むように、工夫をしてもらいたいと思えます。大体 2 億余りぐらいが普通だったんですが、大体ここ 2 年、5 億超、超えておりますので、やはりちょっと現場に無理がきてる部分もあるかと思えますんで、少し何かでこ入れをして、事業をはかすように、新年度予算にすぐに着手できるように、頑張ってくださいたいと。見解があればお願いします。それと、減債基金については国のほうから減債に積みなさいというふうな指示が出たと、追加分で。いうことだったんですが、安芸太田町も現在、財調ばかり積まず、借金はあるんですから、減債にも少し積むいう考え方を持ってもいいんじゃないかというふうに思っております。これ財調、減債も一緒ですが、財調たまったら交付税減してくるとかいうことも言うておりますんで、そこのバランスよくお願いしたいと思えます。それと、8 月に交付税決まりますんで財政を明確にするためには、1 億を超えるような差額出たときはもう少し早めに補正を、希望をしていただきたいというふうに思っております。それで最後の、これちょっと質問なんですけど、29 ページの参議院選挙費、衆議院選挙費、県知事選挙費で一応、県負担金が減額になってるんですが実質これは減額なのか、予算上の減額なのか、お尋ねいたします。

○中本正廣議長

小野副町長。

○小野直敏副町長

まず最初の繰越についてご質問いただきました。各課にまたがる事業ですので私のほうからお答えさせていただきます。繰越につきましては、以前からいろいろ御質問いただくところがございます。これにつきましてはいろいろ限界ございますので、どういうふうな形でいいのかということのを常々、検討してるところでございます。今回につきましては非常に 5 億円と、大きな形になっておりますので、来年度、また再来年を見ながらですね、組織をどう強化していくか、限られた人材をどう使っていくのかを十分考えながらですね、執行してまいりたいと思うんです、よろしくお願いします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、選挙費についての御質問でございました。すいません、解釈が違ってたら申し訳ございません。それぞれの選挙費について、国、県からお金が来るといったところの減額に伴ってこっちを、歳出のほうを減額したのかというような意味合いだったのかなと思うんですが、これは事業完了して精算して、減額の、全部の精算を行った後に県の費用のほうも確定をしていただいておりますので、かかった必要な経費分だけを計上させていただき、残りに関しましては、県、また、国からのお金についてもですね、そこで精算をさせていただいたものでございます。若干、減額の金額が大きゅうございます。当初ですね、備品購入費で、新しい、何ていうんでしょう、投票の仕分の機械を購入しようというふうな計画をしてたんですけども、これが実際使ってみると、うまくいかなかったということですね、取りやめたといったような経緯もございます。以上でございます。

○中本正廣議長

いいですか。ほかに質疑は、はい、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

やっぱり 6 ページ繰越明許のほうなんですけど、教育費の加計中学校のこれ、たしか屋根の補修、補修というか修繕、ということだったんですね。これを組んだときに、工期、工期はいつからいつだったのか。これを例えば、来年度のほうに持ち越すということになりますと、中学校はそれは例えば夏休みが来るまで待つとか、いろいろそういった状態になろうかと思うんですよ。そのへんは今度どういうふうにお考えですかね。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

加計中学校にかかります屋根の改修工事でございますが、実際、この工期につきましてですが、2月の11日から3月の31日までの工期という形の部分でございました。先ほど三井主幹のほうからありましたように、積雪によってですね、下地部分の調査にそのへん時間要したことで、今遅延なっておりますが、実際この工期延期につきましてはですね、5月の中旬にまでには完成するような形で今、工期について、またこの資材の搬入状況を見てですね、5月の中旬までには完成できるんじゃないかという形の部分で、今、現場の工事施工者と、今、協議を行っておるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木議員、

○佐々木美知夫議員

2月の何日から3月の、要するに新年度になるまでに完了するという予定だったということやね。普通ねえ、こういった地域でね、2月3月いうたら雪が1番おいしいときだね。しかも屋根よ。で、屋根の上へ上がって、この2月3月にできるわけじゃないですか。今度は5月になったらほこりがたつほどあれなるとは思うんですが、そういうとこやっぱりよう考えんと。2月3月に屋根に上がって、やはり屋根に上がらんと出来んのだからね。瓦の交換というのは、そのへんをよう検討されて、されたらどうかと思うんですが、そのへんはどうかね。

○中本正廣議長

はい、瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

この工事につきましてですが、一旦12月ですか。11月か。工事に対して入札を行ったと不調になりまして、その不調に当たった部分の中でですね、様々な、また、その設計の中で工夫した中で、詳細な、もう一度、設計を見直しました。その時間が要しまして、実際発注という形というか、入札に出したのが、1月末、にもう一度、入札を行いまして、再度入札した結果、一社の業者が、入札、そして選定させていただいたことになりましてそういったことで、ちょっと時間的にちょっと遅延なったということで、今回の工事の発注が遅れたことになったということになっております。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。はい、大江議員。

○大江厚子議員

予算の減の中で、正規職員が退職されたりとか、それから地域協力隊員とか集落支援が思った人、人がね、雇用出来なかったということがありまして、民間はもとより、会社ももとよりですけどやっぱり地方自治体というか役場は、人あつてのことだと思うんですよね。人こそが大切というか、職員あつてこそというところで、今のような事態とか状況をね、どのように捉えて、捉えられておられるのかとい

うことと、来年度に向けて、どういうふうに、何ていうか、充実させようとしておられるのか。ということと、それから学校でスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの派遣、派遣というか来ていただいているということなんですが、それはだから県、県の事業というか、だから、町としては人件費とか報酬とかいう持ち出しはない。そういうことで、はい。でも、ちょっとそこを、どれくらい週にどれぐらいとかいうの、ちょっと、お願いします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、人に関する部分で御質問をちょうだいいたしました。実際にはですね、確かに全体の金額としまして、大きな減額という、整理をさせていただいております。これはもちろんですね、年度当初からいろいろ、少々説明をさせていただきましたとおり、当初の計画から予算がどうしてもこの時期に成立するものでございますからそれ以後で退職を決めた職員もおります。それから以後ですね、期末手当の減額というものもございました。そういった諸処のものもでございます。また会計年度任用職員に関しましては、先ほどの選挙費の話をしきらせていただきましたが、少し言い方はいけないんですが、やはり十二分に対応できるようにということで、少し、マックスのところで見させていただいていた部分をですね整理して、させていただいたりということで、そういった部分がございます。ただ正職の部分に関しましてはですね、やはり定員適正化計画の中で、これ順調に、順調に削減は出来てるんですけども、やはり激変緩和みたいなことは、必要ではないかなというふうに考えております。その部分につきましてまた町長なり副町長なり、今の考えについて答弁があると思います。以上です。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めて、今回の特に正職についてはですね、行財政改革の一環というよりは、あくまでも我々としては、正直、想定してない部分があって、退職に至った部分が大きな割合を占めていると思っております。もちろん我々段階的にやはり、計画的に、職員の数そのものは減らしていきたいと思っておりますが、そうは言いながらもあくまでも段階的にということでございますので、そういった意味では年度途中、あるいは予算を組む前にですね、急遽、辞めたいという方については大変残念に思っているところでございます。ただそれぞれの人生設計もございまして、我々としては慰留をしながらも、最後は御本人の判断なのかなと思っております。結果は結果として、全体としては縮小しなければならないと思いつつも、繰り返しになりますが、あくまでも、計画的に、進めていきたいということあるいは、足らざるところ、特に技術系の職員については、るる御指摘いただいているところもございまして。そういった部分の強化は引き続きさせていただきながら、場合によっては、会計年度任用職員という制度も使わせていただきながらですね、それぞれの業務量なども加味しながら、できるだけ、行政サービスは維持をしていく、ないしは充実をさせながらも、人件費の圧縮というのは進めていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

○中本正廣議長

はい、瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

スクールワーカーと、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーについてですが、スクールソーシャルワーカーについては1年、大体60日ということで定められています。そしてスクールカウンセラーは、大体週2日という形で、週2日と定めて、これは全て県費で賄うものとなっております。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めますか。はい、9番、矢立議員。

○矢立孝彦議員

25号、一般会計補正予算ですね。ページ数でいえば28ページなのかな。総務費、企画政策費の関係です。先般、総務常任委員会のほうの所管事務調査の中でね、担当課長のほうも、状況報告をいただいたわけですが、ちょっと衝撃を受けますね、これ。現状からいけば、6名で予定しとった地域おこし協力隊2名に限られておったと。集落支援員さんについては、予定3地域の中で、1名のみ従事をしていただいております。これ、なぜこんな状態になっておるんですかね、町長。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、御指摘がございました協力隊と集落支援員の関係でございます。協力隊につきましては、現状、有名求人サイト等も使用してですね募集も行って、面接等も行うわけなんでございますが、その中で、我々が求める人材が来られないとか、また、採用というような御案内をしてもですね、結局はですね、最終的にやっぱりやめましたと、そういったような残念な報告もあつたりということで、なかなか、4名の採用が、最終的に至らなかったというところです。ただこのままこういった現状をそのまま続けていってもですね、また同じことの繰り返しになりますので、新年度からはですね、移住定住、地域おこし協力隊に特化したマッチングサイトこういったものもございますので、こういったところでターゲット層を絞って、より、そういったものも、あらゆるそういった媒体も、使用しながらですね、採用にどうにかこぎ着けたいというふうに思っております。集落支援員さんについてもなんですが、3名中1名しかまだ配置出来てないという状況でございます。地域に詳しい方などということでもちょっとそこらへんにこだわり過ぎた部分もあるかもしれませんので、少しちょっと幅広く、そこらへんについてはですねまた対応というところでちょっと、取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、矢立議員。

○矢立孝彦議員

要因分析いうものを求めたわけですよ。それでね、この制度が出来て少し経ってね、我が町も導入しましょうということで、出足スタートがよかったんですよ、わりあいね。しかし、現状を、右肩下がりの状態、状況、特に地域おこし協力隊についてはね、そういう状況。うちの町が定住を促進する人口減対策いうものを最重要課題として掲げてやっておるとことの中でね、この制度というものは、そのきっかけになる最大の制度の一つではないかということ当初、当時の町長といろいろ協議したことがあります。イメージとすれば、白米負担によるのが少ないわけですからね。年間約30名、30名の現職、協力隊員さんが従事していくような状況。その中で定着率が50、50%としても、15人は、この地域の中へ、常時残っていただいていたというサイクル、そういうイメージを行ってきたわけですよ。ということは、そのことが、なされてないという結果的にはですね、ちょっと非常に不十分な点を指摘せにやいけんということになってくるわけですが、12月の定例会で申し上げたようにですね、結局縦割り、の中で物事がずーっとずるずるずる過ぎてきよると、担当課あるいは担当課長あたり頭痛めながら、やっておるんですがね。この工夫が足らないと、本気度がないと。やってみただけ応募がない、適任者がいないというようなことの、説明というのはね。これ説明になってないですよ、町長。したがって、これやるんなら、どうなんやと。現状の状態はなぜなのかという原因の、分析と言うたらオーバーなんです、そこらあたりの捉え方というのは町長どう捉えておられるんですか。細かい話はええんですよ。細かい話でなくしてね。全体的に今のこの制度を使った形の中で、どこがどういうふうな要因の中で、応募者が少ない。あるいは適任者が少ないという状況というものは何なんかというような思いというのは町長どうですか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、地域おこし協力隊について御指摘いただきました。まさに言われるようにですね、しっかり枠をとらせていただいたにもかかわらず、結果としてその枠を埋められなかったということは我々も反省をしてるところでございます。今、住民課長からお話をさせていただきましたが、私自身も、この地域おこし協力隊、定住も含めてつなげていくという意味では、何でもいいから来てくださいというよりは、やはり町として、こういうテーマで課題があるので、その形から解決のために来てくださいという形で募集をしたいという思いで今年度も取組をさせていただいたところでございます。ただ残念ながら、実際に募集をかけたときに、そもそもその課題設定について手を挙げていただく方がおられないという分野もございました。また一方で例えばその課題を挙げたときに、一気に3人4人、手を挙げていただいたという分野もございました。実際にその選考をさせていただいて、この方はいいなということで選ばせていただいたにもかかわらず、その方が選んだ途端に、残念ながら、逆に辞退をされるという件も実は何件かございました。恐らく、我々の課題設定に問題があるのかもしれませんが、地域おこしを目指

す方々の中でも、あるいは若い方を中心にですね、少し意識が変わってきてる部分もあるのかなと思っております。制度が出来てから確かに数年経っている中で、地域おこしということで、ぜひやりたいという方々はある意味もう既に、どこかの地域の地域おこしをされていて、必ずしもその地域おこしというの、地域を何とかしたいという思いもあるかもしれませんが、就職活動の一つとしてももしかしたら、若い方の中でも考えていらっしゃる方がおられる。結果として合格が出たところの中から選ぶということが、あるやにも感じているところでございます。ただ改めて、私どもとしては、大変その地域の課題解決、あるいは定住には、大変ありがたい仕組みだと思っておりますので、募集をかけて待つというよりはですね、募集をかけながらも、やはり、その分野に関心がある層へ直接働きかけていくということが、これから必要なのかなと。例えば、林業分野においては、当然募集をかけていくんですが、特に自伐林業に関心のある層に対して、その分野関わりがある方々にも、宣伝をさせていただきながら、声を掛けさせていただくとか、あるいは、観光分野の振興についてもそういうことがございます。いずれにしても、待つだけではなくって、さらに加えて対象となっている分野の方々の集団に声をかけていくということも、必要なのではないかなというふうに感じているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、矢立議員。

○矢立孝彦議員

この時期になるとね、補正するわけですからね。年度内の予算の減額補正にしても、これ一つの評点、ポイントになってくるわけですが、結果責任、結果の中でですね、これを審査をするということの立場から言えばですよ。コロナ関係、新型コロナの状況に令和3年度、かなり難儀な面もたくさんありました。ありましたがこの分野についてはですね、むしろマイナスよりもプラス面が大きかったのではないだろうか、イメージ的に思いますね。しかし結果的にはこうであると。ふるさと納税対策というのは、一定の成果を出しておられますけれども、目線がですね、ふるさと納税目線でやっていくということではないと、従来からやっとなら上から目線の中で、こうじゃからこうですよというようなことではですね、なかなか今の殻は破れんと思いますね。しかも目標の設定、これを一つの定住対策の一つの柱とした定着性というものを求めていって合わせて、様々な効果が町内に循環していくと。というような考え方が根底にありながらね、その戦略をどうとるか、どういうふうに配置していくか、それをどういうふうにフォローしていくか、それを誰が、そのものを転がしていくか、いうものが、一元的な受皿というものが、町内にないんですよ。ないですよ、はっきり言うたら。住民生活課の担当課長1人、頭を痛めて、どうでがんですかの、あーいかんかったの。何年続けるということもない、この状態を、来年度のこと、来年のことで、また前向きな説明があると思いますけれども、現状においてですね、これ落第ですよ、はっきり言うて。この減額補正なんていうのは、もう少し本気で取り組まんと、町が沈んできますよね。沈んできよる、はあ。相当な危機感持っておりますよ。この現状というのは、今、町長も説明され、答弁されましたがね。もうちょっと本気で、取り組んでくださいよ。来年度は、期待しております。以上です。

○中本正廣議長

はい。ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は、議案第20号から議案第33号までについてを別々に行います。

議案第25号、令和3年度安芸太田町一般会計補正予算(第7号)を起立により採決します。議案第25号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第25号、令和3年度安芸太田町一般会計補正予算(第7号)は原案のとおり可決しました。

議案第26号、令和3年度安芸太田町国健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を起立により採決します。議案第26号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第26号、令和3年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決しました。

議案第27号、令和3年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)を起立により

採決します。議案第 27 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第 27 号、令和 3 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)は原案のとおり可決しました。

議案第 28 号、令和 3 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を起立により採決します。議案第 28 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第 28 号、令和 3 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)は原案のとおり可決しました。

議案第 29 号、令和 3 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算(第 2 号)を起立により採決します。議案第 29 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第 29 号、令和 3 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算(第 2 号)は原案のとおり可決しました。

議案第 30 号、令和 3 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)を起立により採決します。議案第 30 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第 30 号、令和 3 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)は原案のとおり可決しました。

議案第 31 号、令和 3 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)を起立により採決します。議案第 31 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第 31 号、令和 3 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)は原案のとおり可決しました。

議案第 32 号、令和 3 年度安芸太田町特別環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を起立により採決します。議案第 32 号については原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第 32 号、令和 3 年度安芸太田町特別環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)は原案のとおり可決しました。

議案第 33 号、令和 3 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算(第 1 号)を起立により採決します。議案第 33 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第 33 号、令和 3 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算(第 1 号)は原案のとおり可決しました。

---

日程第 18. 議案第 34 号

日程第 19. 議案第 35 号

日程第 20. 議案第 36 号

日程第 21. 議案第 37 号

日程第 22. 議案第 38 号

日程第 23. 議案第 39 号

日程第 24. 議案第 40 号

日程第 25. 議案第 41 号

日程第 26. 議案第 42 号

日程第 27. 議案第 43 号

日程第 28. 議案第 44 号

日程第 29. 議案第 4 号

日程第 30. 議案第 5 号

日程第 31. 議案第 6 号

日程第 32. 議案第 7 号

日程第 33. 議案第 9 号  
日程第 34. 議案第 10 号  
日程第 35. 議案第 11 号  
日程第 36. 議案第 12 号  
日程第 37. 議案第 13 号  
日程第 38. 議案第 14 号  
日程第 39. 議案第 15 号  
日程第 40. 議案第 16 号  
日程第 41. 議案第 17 号  
日程第 42. 議案第 18 号  
日程第 43. 議案第 19 号  
日程第 44. 議案第 20 号  
日程第 45. 議案第 21 号  
日程第 46. 議案第 22 号

○中本正廣議長

日程第 18、議案第 34 号、令和 4 年度安芸太田町一般会計予算から日程第 46、議案第 22 号、安芸太田町公の施設の指定管理の指定について（安芸太田町地域支援センター）までの 29 件を一括議題といたします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

#### 日程第 47. 特別委員会の設置

○中本正廣議長

日程第 47、特別委員会の設置を議題といたします。お諮りします。ただいま議題としている令和 4 年度予算を始めとする 29 件の議題を審査するため、安芸太田町議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、議長を除く 11 人の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、詳細に審査することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、令和 4 年度予算を始めとする 29 件の議案については、議長を除く 11 人の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、詳細に審査することに決定いたしました。

ここで、設置した予算審査特別委員会の正副委員長を互選するため、しばらく休憩といたします。

（休憩 午後 3 時 23 分）

（再開 午後 3 時 23 分）

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開します。休憩中に開かれた予算審査特別委員会で正副委員長が互選され、その結果が通知されましたので報告します。予算審査特別委員長に、末田健治委員、副委員長に、津田宏委員です。

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午後 3 時 25 分 散会